

村上市補助金等に関する基本指針

(平成20年11月21日制定)

1. はじめに

平成20年4月1日に合併した本市は人口約7万人、そして新潟県内一広い面積（1,174km²）のまちです。

私たちの市が将来においても自立した自治体であるために、そして地域特性を活かした行政サービスを行っていくには時代の変化に対応できる行政と地域社会の仕組みづくりが必要です。

厳しい財政のなかで特定の事業や活動を助長するため公益上必要があると認め支出する補助金等は有効に活用する必要があります。

特に、まちづくりのパートナーである市民・団体・集落・町内等との協働の仕組みを確立していく立場から、その支援のあり方の検討が求められています。

補助金はその効果が広く住民の福祉の向上に寄与するものでなければなりません。現在、交付している補助金は合併前の制度を引き継いでいるものがほとんどであり、早期に統一された指針に沿った基準が必要です。

補助金制度の統一と透明性、交付に関しては、その公平性・公正性を確保するため基本的な指針を定めるものです。

2. 補助金制度の現状と課題

(1) 現状

市が交付する補助金は、合併初年度となる平成20年度当初予算においては、149件、7億9,438万3千円を計上しており、一般会計では予算総額298億8千万円の2.6%を占めています。

合併協議において多くの事務事業はその方針を定めましたが、合併前市町村の施策の急激な変化は市民生活に影響が大きいことから従前の補助制度で執行しているものが多くあります。

しかし、旧市町村間で支援内容や補助率に違いがあるのが現状です。

(2) 課題

これまで旧市町村の補助金交付により、市民団体や組織等が一定の実績をあげてきたことは事実です。

しかし、ともすると補助金を受ける側では既得権化しやすく、一方、市でも前例により支出されやすいことから、改めて交付団体等の成果を確認し、補助の必要性を明確化しなければなりません。

① 交付する市側と交付を受ける市民・団体等双方に情報が不足している。

ア 補助金の交付を必要としている市民等には、補助金制度に関する十分な情報がない。

イ 市は支援すべき市民等の活動に関する十分な情報を得ていない。

ウ 市民には補助対象者の「選定－交付－成果」に関する十分な情報が提供されていない。

このような状況を解消し、補助金に関わる必要な情報を得ることが必要です。

② いったん補助が確定すると長期にわたり交付が続く場合があります。期間を定め

団体育成などにおける実効性を確認する必要があります。

- ③ 旧市町村の補助制度の支援内容や補助率に違いがあります。公平・公正で透明性のある一定の基準が必要です。
- ④ 地域の活性化や産業起こしなどを支援する提案(公募)型補助制度を創設し、元気なまちづくりを支える仕組みづくりが必要です。

3. 補助金等の基本指針

補助金はその公平性・公正性・透明性を確保しなければなりません。

課題の解決のため、補助制度の統一や提案(公募)型補助金制度の創設を含め、協働のまちづくりのパートナーである地域・団体・市民等に分かりやすく公平・公正な補助金制度とするため基本指針を定めます。

(1) 事業費補助を原則とします

補助金の交付にあたっては、本来事業費を対象に補助するべきであり、事業計画書が提出され、事業目的の達成に向けて行政が資金的な支援をしていくことが必要であると判断した場合に補助金を交付するものです。そして、事業目的、達成目標、補助対象事業費を明確化し、補助内容を市民に公表するものとします。

また、類似補助金については統合を進めます。補助率は上限を設ける必要があります。補助率が低率でも高額になるものは限度額を設け、少額の補助金は廃止の方向で見直します。

(2) 団体等の運営費補助は期間を定め段階的に減額するサンセット方式を原則とします

団体運営の補助金は事業費補助の原則に従い、対象となる経費の範囲を定め、終期を定め段階的に減額していくとともに、事業費補助への移行を進めていくものとします。

(3) 地域づくりや産業等の活性化を支援する補助制度を創設します

市民の公益・公共部門などへの積極的な参加・協力や産業振興等に寄与する取り組みを支援するために提案(公募)型補助金制度を創設します。具体的な補助金の種類や手続き等は別に要綱を策定します。

(4) 地域コミュニティ活動助成金を創設します

市民協働のまちづくりを積極的に推進し、地域の資源や人材を活かした地域分権型社会の形成を目的とした活動や事業に対し、新たに要綱等を定め地域コミュニティ活動助成金制度を創設します。

(5) 補助金等に関する情報を積極的に公表します

補助金等の公平性や透明性を高めるうえで、また、市民協働のまちづくりを推進するため、補助や助成制度の周知を図るとともに、その用途等の情報について積極的に公表します。

4. 交付基準の策定

基本指針に基づいた補助金等の効果的、効率的な運用を図るため、村上市補助金等交付基準を策定します。